

事務連絡  
令和2年5月19日

都道府県  
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室

生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業における支援の充実について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

令和2年5月8日付け事務連絡「子ども食堂の運営における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について（その2）」において、子ども食堂は、子どもの食事の確保はもとより、子どもたちが安心して過ごせる場所を提供するものであり、国としてもしっかりと支援をしていきたいと考えている旨お示ししているところです。また、令和2年3月3日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について」において、子ども食堂の活動において活用可能な政府の施策の一つとして、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業を挙げております。

新型コロナウイルス感染症に対する十分な予防対策を講じつつ、地域において生活困窮者世帯等の子どもに対する支援等を行うにあたり、下記のとおり留意事項をお示しいたしますので、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）に周知いただくよう、よろしく願いいたします。

## 記

### 一 食事提供に関する支援について

生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業においては、令和元年度から、居場所における生活面における習慣づけや体験活動、子どもの養育に関する助言等を通じて、学習面のみでなく、課題を抱える子どもとその保護者等を包括的に支援することが可能となっているところです。

生活困窮世帯等においては、適切な食習慣や運動習慣、生活習慣が確立され

ていないことから、子どもの健康面に影響を及ぼすといった問題が生じることがあり、新型コロナウイルス感染症の影響による休校・外出自粛等により在宅時間が長くなり、特に生活習慣が乱れがちなか中においては、食事を通じた生活習慣の維持・形成は重要です。

本事業においては、これらの問題に対し、多面的な支援を行うことが可能となっており、家庭で十分な食事をとることができない子どもの食事の確保についても、地域の商工会や企業、食料等の支援団体等関係機関と連携し、地域の実情に応じ創意工夫をこらして実施いただけます。

具体的には、年中行事や家族でのイベントの体験機会の少ない子ども等に対し、調理実習やキャンプでの集団生活や自炊体験、農業体験等への参加を通じた体験活動等を通じて、栄養をとるための食事というだけでなく、手洗い等の生活習慣付け、炊事道具等の日用品の使い方、マナーや食事の際の会話等の体験を通じて、子どもが安心して過ごせる人々との関係性を醸成する居場所を提供すること等が可能となっています。

なお、こうした居場所等における毎日の食事の提供に係る人件費及び食材の材料費等は原則として補助対象外ですが、生活習慣・育成環境の改善を目的として行うものであれば、調理実習や手洗い、挨拶など食事に関する生活習慣付け、フードバンク等が提供する食料の確保に必要な輸送費や、利用者宅への配布に必要な人件費については、事業費から支弁して差し支えないことを申し添えます。

## 二 生活困窮世帯等の子どものアウトリーチ等について

生活困窮者世帯等の子どもの学習・生活支援事業の実施については、学習支援事業の拠点となる会場を設けるもの（以下「集合型」という。）と、家庭状況等により学習会場へ参加できない子どもや集合型の支援になじめない子どもがいる場合等に、子どもの家庭に支援員が訪問するもの（以下「訪問型」という。）があり、訪問型については人口比率に応じた加算措置を設けているところです。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、集合型の学習支援会場に人が集まることによる感染拡大を防止するため、学習支援の実施に関しては、対面以外の実施方法として、学習教材を配布し、メールや電話等により支援員が助言・指導を行うなど、状況に応じた柔軟な対応も可能としていることは、令和2年2月24日社会・援護局生活困窮者自立支援室ほか連名事務連絡「ひとり親及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業に実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」でお示ししたところです。

今般の状況を踏まえて訪問型支援を実施する場合には、加算措置を積極的に活用しながら取組を進めることも検討いただきますようお願いいたします。

あわせて、子どもの学習・生活支援事業の実施主体において、訪問型や非対

面型での学習支援や助言等を行うため、タブレットやモバイルの Wi-Fi 機器等を子どもに貸し出すことを目的に、生活困窮者就労準備支援事業費補助金を活用して関連機材を購入することが可能ですので、あらためて周知いたします。

また、子どもの学習・生活支援事業における感染対策の実施にあたっては、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のうち、「保護施設等の衛生管理体制確保支援等事業」において、衛生用品等の緊急調達や施設内の消毒などの衛生環境改善等に係る経費を計上できることとなっておりますので活用いただきますようお願いいたします。

以上